

摂津市議会

議会運営委員会記録

平成21年11月26日

摂津市議会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

1. 会議日時

平成21年11月26日(木) 午前10時 開会
午前10時34分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	森内一蔵	副委員長	山崎雅数	委員	村上英明
委員	大澤千恵子	委員	三宅秀明	委員	森西正
委員	原田平				
議長	上村高義	副議長	安藤薫		

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 小野吉孝 総務部長 奥村良夫

1. 出席した議会事務局職員

事務局長	野杵雄三	同局局次長	藤井智哉	同局参事	池上 彰
同局主査	湯原正治	同局書記	杉本 徹		

1. 案件

平成21年第4回定例会審議日程及び議事日程について
認定第1号 平成20年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分

(午前10時1分 開会)

○森内一歳委員長 ただ今から議会運営委員会を開会します。

まず、理事者からあいさつを受けることにします。

副市長。」

○小野副市長 おはようございます。

本日は、何かとお忙しい中、議会運営委員会を開催賜りまして、ありがとうございます。

来る11月30日から開催されます平成21年第4回定例会では、補正予算案件10件、人事案件1件、市道路線認定の件2件、条例案件9件の計22件の上程を予定いたしているところでございます。

各案件の概要につきましては、総務部長から説明を申し上げたいと存じます。お手数をおかけいたしますが、よろしくお取り計らい賜りますようお願い申し上げます。

○森内一歳委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、山崎委員を指名します。

それでは、第4回定例会の提出議案について概略説明をお願いします。

総務部長。

○奥村総務部長 今回の提出案件のうち、議案第65号から議案第70号までの6案件につきましては組合との協議の関係上、当初発送には間に合わず、申し訳ございませんが追加発送とさせていただきます。お詫び申し上げます。

それでは、平成21年第4回定例会提出案件の概略説明をさせていただきます。先ず、議案第49号「平成21年度摂津市一般会計補正予算第6号」でございます。

既定の予算額に2億9,513万4,0

00円を追加し、補正後額336億4,128万8,000円といたすものであります。

歳出の主なものとして、生活保護費、障害福祉サービス費等給付費、国民健康保険特別会計繰入金、保育所運営費負担金等の増額と、子育て応援特別手当の休止に伴う減額等を計上し、それに伴い歳入では国庫支出金、府支出金、財源調整として財政調整基金からの繰入金を計上しております。

次に議案第50号「平成21年度摂津市水道事業会計補正予算第1号」でございますが、既定の予算に債務負担行為を追加するものであり、太中浄水場運転監視業務委託事業として、平成22年度から平成24年度までの3年間で、限度額1億3,500万円を設定するものであります。

議案第51号は「平成21年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算第2号」でございます。既定の予算額に3億896万2,000円を追加し、補正後額107億1,646万円といたすものであります。主な歳入としまして国庫負担金、療養給付費交付金、一般会計繰入金となっており、歳出では療養給付費、高額療養費市負担分等となっております。

次に、議案第52号「平成21年度摂津市老人保健医療特別会計補正予算第1号」は既定の予算額から3,242万6,000円を減額し、補正後額815万9,000円といたすものであります。歳入として支払基金交付金、国庫支出金、府支出金、一般会計からの繰入金を減額し、歳出では医療費給付費、医療支給費でそれぞれ減額しております。

議案第53号は「平成21年度摂津市介護保険特別会計補正予算第2号」でございます。既定の予算額に3,165万円

を追加し、補正後額36億9,664万6,000円といたすものであります。国庫補助金と府補助金の歳入で、地域介護・福祉空間整備交付金の支出を行うものであります。

次に議案第54号は「固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」についてですが、石田洋子委員が平成21年12月19日に任期満了になることに伴い、引き続き石田洋子氏に固定資産評価審査委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第55号「市道路線認定の件」でございます。路線名、南千里丘駅前1号線外2路線の路線認定であり、敷地の延長、幅員、面積をそれぞれ表示いたしております。次の議案第56号の市道路線認定復元の件は、烏飼八防4号線であり、延長、幅員、面積は議案に記載のとおりであります。

次の議案第57号は「摂津市公の施設における暴力団の排除に関する条例制定の件」でございます。これは、暴力団の利益となる公の施設の利用を制限するために制定するものであります。別表に掲げる市立集会所、青少年運動広場、都市公園等の公の施設について、暴力団の利益となる利用を許可しないものとします。施行期日は平成22年1月1日としております。

議案第58号「摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」は、職員の休息時間を廃止するため一部改正するものであり、平成22年4月1日からの施行となります。

続きまして、議案第59号は「特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」

でございます。特別職の職員及び議会議員の期末手当の支給割合を改定するものであり、市長、副市長及び議会議員の期末手当の支給割合を改定します。12月期の期末手当の支給割合を「100分の232.5」から「100分の217.5」に、6月期の期末手当の支給割合を「100分の212.5」から「100分の192.5」に改めます。これにより年間0.35月分の削減となります。なお、教育長においても同様となります。施行期日は平成21年12月1日からとしております。

議案第60号「摂津市職員の退職手当に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」は、船員保険法等の改正に伴うものであります。船員保険の「失業部門」が雇用保険制度に、「職務上疾病・年金部分が」労働者災害補償保険制度に統合されたことにより、文言を整理するものであります。施行期日は平成22年1月1日としております。

議案第61号は「財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」でございます。地方自治法の改正により、行政財産の貸付の範囲が拡大されたための改正であり、行政財産を無償又は時価よりも低い価額で貸し付ける場合には、普通財産に適用される規定を準用することとします。あわせて全面的に文言を整備します。施行期日は公布の日からとしております。

議案第62号「摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件」は、地方税法の改正に伴うものであります。個人住民税における住宅ローン特別控除の創設で、所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額及び

所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額のいずれか少ない額を個人住民税から控除いたします。また、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払いを受ける、上場株式等の配当及び譲渡益の個人住民税の課税について、原則住民税5%、所得税15%の合計20%の税率を、住民税3%、所得税7%の計10%に軽減されます。施行期日は平成22年1月1日からとしております。

議案第63号は「摂津市立みきの路条例の一部を改正する条例制定の件」でございます。指定障害者支援施設が行う事業に生活介護が含まれることとなるため、第2条中第1号を削り、各号を繰り上げるものであります。施行期日は平成22年1月1日からとしております。

議案第64号は「摂津市消防団条例の一部を改正する条例制定の件」でございますが、新たに機能別消防団員の制度導入のために改正するものであります。消防団員の定員を変更し、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の別表消防団長から消防自動車団員の項まで削除し、消防団条例に移し替え、機能別消防団員に係る年額報酬も含めて、規定してあります。施行期日は平成22年1月1日からとしております。

続きまして議案第65号「平成21年度摂津市一般会計補正予算第7号」、議案第66号「平成21年度摂津市水道事業会計補正予算第2号」、議案第67号「平成21年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算第3号」、議案第68号「平成21年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算第2号」、議案第69号「平成21年度摂津市介護保険特別会計補正予算第3号」は、人件費関係の当初予算の精査と、今回、議案として人事院

勧告に伴う減額とを合わせて、補正予算計上したものであります。それぞれ一般会計では1億8,011万8,000円の減額分を全額、財政調整基金積立金に振り替え、歳出予算総額は変更せずに科目変更しております。水道事業会計では642万8,000円の減、国民健康保険特別会計では、435万6,000円の減、公共下水道事業特別会計では1,277万8,000円の減、介護保険特別会計では857万7,000円の減額補正となっております。

最後に議案第70号は「一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件」でございます。8月11日付けの人事院勧告に伴い、一般職の職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するとともに、自宅に係る住居手当を廃止いたします。初任給を中心とした若年層は据え置かれますが、給料月額を平均0.2%引き下げます。住居手当の改正では、新築・住宅購入後5年間、月2,500円を支給する制度の廃止。期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正では、期末手当12月分の現行100分の160を100分の150に、6月期の100分の140を100分の125に改正し、勤勉手当では現行100分の75を100分の70に引き下げます。これにより年間0.35月分の削減となります。なお、再任用職員においても改正してあります。

以上、平成21年第4回定例会の提案案件の概略説明とさせていただきます。
○森内一蔵委員長 説明が終わりました。

この際、何か質問があればお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一蔵委員長 質問がないようですので理事者の皆さんは退席頂いて結構で

す。

以上で質問を終わります。理事者の皆さんは退席頂いて結構です。

暫時休憩します。

(午前10時15分 休憩)

(午前10時16分 再開)

○森内一歳委員長 再開します。

それでは、認定第1号、平成20年度、摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分について審査を行います。

補足説明を求めます。池上参事。

○池上事務局参事 それでは、平成20年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、議会費にかかわる部分について、決算書に基づきまして説明させていただきます。

歳入は、67ページの款19、諸収入、項4、雑入、目2、雑入で備考欄に議会事務局分として、各会派等の電子複写機使用料と私用電話使用料でございます。

歳出につきましては、74ページから77ページの議会費では、予算現額、3億1,389万4,000円に対しまして、支出済額は、3億1,111万6,600円で執行率は、99.12%となっております。

そのうち、主なものといたしましては、議員報酬、期末手当、共済関係の負担金、それ以外に、議会運営に伴いまして会議録や委員会記録、議会だよりの作成に要する経費、議長会関係の旅費、また、全国市議会議長会等の負担金及び会派に交付されている政務調査費、あとは議長公務に係ります経費や議会事務に関する経費を執行したものでございます。

以上、簡単ではございますが、決算内容の説明とさせていただきます。

○森内一歳委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

質問のある方。

村上委員。

○村上英明委員 少しお聞きしたいと思いますけれども、決算書の77ページ歳出の分でございます。その中で節19の負担金、補助及び交付金の中で全国高速自動車道市議会協議会負担金 というのがございますけれども、20,000円の支出ということでございます。で、この協議会での協議の内容を教えてくださいなと思います。

2点目で、近畿市議会議長会特別負担員というものが46,400円支出されております。もう一つ別で近畿市議会議長会負担金ということで57,300円が支出されております。この中で特別負担金の内容についてお聞きしたいと思います。

この2点、以上です。

○森内一歳委員長 藤井局次長

○藤井事務局局次長 村上委員さんの、高速道の協議会の協議内容についてでございますが、この全国高速自動車道市議会協議会は、高速自動車道の建設促進と通過市共通の問題等に対して総合的に調査研究する目的で市議会の議長をもって組織されております。

平成20年度におきましては、平成21年度からの道路特定財源の一般財源化に際しまして道路財源の扱いが明確化されない中での高速道路のネットワークの早期完成を核に高速道路料金の引き下げとスマートインターチェンジの整備の促進、高速道路関連施設のバリアフリー化の推進、集中豪雨や地震等に際して防災に優れた道路構造の開発等の要望を、平成21年度政府予算編成に対して、実行運動としまして平成20年の11月25日に金子国土交通大臣、原田自民党筆頭副幹事長に面談、要請を行っております。

続きまして、近畿市議会議長会の特別負担金の支出につきましては、平成20

年度に担いました副会長市として参加しました支部長会3回と理事長会3回の特別負担金24000円と、その3回の理事会のうち1回の理事会を担当いたしました時の会場借上費負担金22400円の支出でございます。

○森内一歳委員長 村上委員。

○村上英明委員 高速道路につきましては、市役所の前を通過しているということで、その分での摂津市としての参加というか、協議になっているかと思えますけれども、交通の環境面といいますか、騒音面とかも含めて地域の方で、問題点を吸い上げて頂く中で協議会に意見として発言していった欲しいなど、要望しておきます。

それから2点目の議長会の特別負担金ですね、先ほど、支部長会とか理事会とかで支出ということであった訳ですけども、副会長ということでもありますけれども、今後、副会長というのが当番でまわってきた時は、またこういう支出が出てくるのかなと感じる訳なんですけれども、今後の方向性についてお尋ねしたいと思います。

○藤井事務局局次長 この近畿市議会議長会の特別負担金の発生についてですが、これは近畿市議会は111年に一度、今現在の加盟市の数からして110年後にまた副会長がまわってくる訳なんですけれども、その時、この組織があった場合は、副会長になったときにはやはり一度理事会をもたなければなりませんので同じような額の支出は伴うことは110年後にも起こってくるということになります。

○森内一歳委員長 村上委員。

○村上英明委員 111年度、1世紀後になるんですけども、今生を受けている方がすでに居られないような年数なるん

ですけども、項目の中に特別という言葉がついていますので、その辺がちょっと気になるなあ、というところなので今後、特別という言葉ではなくて、必要であれば支出でいいと思うんですけども、今度、用語について考えていただければなど。要望としておきますので、よろしく願いいたします。

○森内一歳委員長 今、村上委員のほうから要望がありました。上村議長のほうで要望の件については、取り計らいよろしく願いいたします。

○森内一歳委員長 ほかにありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一歳委員長 以上で質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一歳委員長 討論なしと認め、採決します。

認定第1号所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一歳委員長 全員賛成。よって本件は認定すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午前10時24分 休憩)

(午前10時27分 再開)

○森内一歳委員長 議会運営委員会を再開します。

それでは、第4回定例会の審議日程及び議事日程について、事務局から説明をお願いします。

池上参事。

○池上事務局参事 第4回定例会の審議日程等の事務局案について説明申し上げます。

まず、会期は、11月30日から12月16日までの17日間でございます。

審議日程につきましては、本会議初日

の11月30日は、閉会中の継続審査となっていました案件の委員長報告、採決、そして、付託案件についての提案理由の説明、質疑、委員会付託、並びに即決案件の審議でございます。

また、この日の午後5時15分が議会議案の届出締切でございます。

12月2日が建設及び民生常任委員会、4日が総務及び文教常任委員会でございます。また、4日の正午が一般質問の届出締切でございます。9日が駅前等再開発特別委員会、11日が議会運営委員会、15日は本会議で、一般質問。

16日の本会議では、一般質問に続き、休会分の委員長報告、採決の後、議会議案の審議となっております。

また、この日の本会議終了後開催いただく議会運営委員会は、次の定例会の審議日程の仮決定をお願いするものでございます。

以上が審議日程案でございます。

続きまして、2ページからの議事日程について説明申し上げます。

まず、11月30日につきましては、日程1が会期の決定。

日程2は、議案第54号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意で、先ほどの協議会での態度表明をもとに、簡易採決と備考欄に記載いたします。

日程3は、認定第1号から認定第9号までで、委員長報告を受けた後、討論、採決でございます。

この9件を採決グループ毎にまとめるように順序を並び替えて、備考欄に一括起立採決、あるいは一括簡易採決と記載いたします。

先ほどの協議会での態度表明にもとづき整理しますと、認定第1号、認定第3号、認定第4号、認定第6号、認定第8号及び認定第9号は、一括起立採決。認

定第2号、認定第5号及び認定第7号は、一括簡易採決となります。

日程4は、議案第49号など12件で、提案理由の説明を受けたのち、所管の委員会に付託となります。

日程5、議案第55号、市道路線認定の件と日程6、議案第56号、市道路線認定復元の件は、1件ずつ上程のうえ、それぞれ即決でございます。

次のページでございますが、

日程7は、議案59号など2件で、一括上程し即決でございます。

日程8は、議案65号など5件で、一括上程し即決でございます。

12月15日は、一般質問でございます。

16日につきましては、日程1、一般質問ののち、日程2が、議案第49号など委員会付託案件の12件で、委員長報告、採決となります。

以上が議事日程でございます。

次のページ、議案付託表でございますが、各常任委員会と駅前等再開発特別委員会で審査をお願いする案件でございます。

次の、議案第49号、所管別の分割表は、平成21年度一般会計補正予算（第6号）について、付託された委員会で審査いただく内容でございます。

以上、事務局案の説明といたします。
○森内一蔵委員長 ただいま事務局から説明がありましたとおりで、よろしいでしょうか。

それでは、そのように決定します。

以上で、本委員会を閉会します。

（午前10時34分 閉会）

委員会条例第29条第1項の規定により
署名する。

議会運営委員長 森内一蔵

議会運営委員 山崎雅数